

学校配布物について

本校では、朝の会や帰りの会の時間を確保するため、大津市教育委員会等の後援の有無にかかわらず、「市立小中学校配布物の基準」に従ってチラシ等を配布しています。基準を確認することなく学校にチラシをお送りいただいても、配布いたしません。尚、内容を確認して、チラシのラックに置くことはできます。その場合は、50 部程度を送付またはご持参ください。

市立小中学校配布物の基準

大津市教育委員会

配布物の種類		授業時間内の学校教育関係					授業時間外のイベントや教室等の案内、各種団体の取組の紹介・加入募集														その他		
案内の対象		児童生徒または保護者					主に児童生徒							主に保護者									
配布元		市教委	市教委以外の部局	国	県 県PTA	市PTA	市教委	市教委以外の部局	国	県 県PTA	市PTA	社会教育 関係団体	その他	市教委	市教委以外の部局	国	県 県PTA	市PTA	社会教育 関係団体	その他			
1人1枚の 配布	依頼の可否	可					可					可(学校へ 事前に電話等で依頼)	不可	可					可(学校へ 事前に電話等で依頼)	不可	校長判断		
	持込方法	直接送付(通送・郵送等)・直接持込		直接送付(通送・郵送等) 直接持込 (学校へ学校あて依頼文、市教委事務局担当課へ配布物の控への提出が必要)			直接送付(通送・郵送等)・直接持込		直接送付(通送・郵送等) 直接持込 (学校へ学校あて依頼文、市教委事務局担当課へ配布物の控への提出が必要)			直接送付(通送・郵送等)・直接持込		直接送付(通送・郵送等) 直接持込 (学校へ学校あて依頼文、市教委事務局担当課へ配布物の控への提出が必要)									
	配布元の 仕分け方法	原則 クラスごと または 30部ごとに 間紙・付箋 貼付等	クラスごと または 30部ごとに 間紙・付箋 貼付等	学校ごと (学校でクラスごとに 仕分け)	クラスごと または 30部ごとに 間紙・付箋 貼付等	クラスごと (PTAにて クラスごとに 仕分け)	原則 クラスごと または 30部ごとに 間紙・付箋 貼付等	クラスごと または 30部ごとに 間紙・付箋 貼付等	学校ごと (学校でクラスごとに 仕分け)	クラスごと または 30部ごとに 間紙・付箋 貼付等	クラスごと (PTAにて クラスごとに 仕分け)	30部ごとに 間紙・付箋 貼付等 または学校から依頼があればクラスごと		原則 クラスごと または 30部ごとに 間紙・付箋 貼付等	クラスごと または 30部ごとに 間紙・付箋 貼付等	学校ごと (学校でクラスごとに 仕分け)	クラスごと または 30部ごとに 間紙・付箋 貼付等	クラスごと (PTAにて クラスごとに 仕分け)	30部ごとに 間紙・付箋 貼付等 または学校から依頼があればクラスごと				
	教委経由	—	不可	可			—	不可	可			不可		—	不可	可			不可				
		—	—	宛名(学校名)記載の封筒に入れ、封をして 持込または送付			—	—	宛名(学校名)記載の封筒に入れ、封をして 持込または送付			—		—	—	宛名(学校名)記載の封筒に入れ、封をして 持込または送付			—				
	据え置き (コーナー等に置き、 興味のある児童生徒が持ち帰る) 500枚以内 ＋ ポスター	依頼の可否	可					可						可(学校へ事前に電話等で依頼)		可						可(学校へ事前に電話等で依頼)	
持込方法		直接送付(郵送・通送等)・直接持込		直接送付(郵送・通送等)・直接持込 (学校へ学校あて依頼文、市教委事務局担当課へ配布物の控への提出が必要)			直接送付(郵送・通送等)・直接持込		直接送付(郵送・通送等)・直接持込 (学校へ学校あて依頼文、市教委事務局担当課へ配布物の控への提出が必要)			直接送付(郵送・通送等)・直接持込		直接送付・直接持込 (学校あて依頼文、市教委事務局担当課へ配布物の控への提出が必要)									
教委経由		—	不可	可			—	不可	可			不可		—	不可	可			不可				
		—	—	宛名(学校名)記載の封筒に入れ、封をして 持込または送付			—	—	宛名(学校名)記載の封筒に入れ、封をして 持込または送付			—		—	—	宛名(学校名)記載の封筒に入れ、封をして 持込または送付			—				

- ・営利目的、宗教、政治に係るもの、参加費等が高額であると校長が判断するものは、配布できません。
- ・この基準に合致しない配布物は、市教委事務局や学校に送付いたいても、破棄または返却(送料着払いで送付)する場合があります。
- ・1人1枚の配布を希望されている場合でも、クラスごとに分けられていない場合、教育的な内容が弱い場合などは、校長の判断で据え置き対応または配布中止となる場合があります。
- ・大津市教育委員会の後援名義の有無に関係なく、この基準が適用されます。
- ・各校所在地(住所)は、各校のWEB等でお調べください。
- ・庁内の各課(室・センター等)へは、「実人数一覧表(5月1日現在)」を教育総務課(☎内線4856)または学校教育課(☎内線4910)より提供します。
- ・担当課が明らかでない場合、控えは教育総務課(☎内線4856 ☎528-2630)にご提出ください。
- ・庁外の社会教育関係団体およびその他の団体につきましては、事前に学校へ電話で連絡し、学校から依頼がありましたら在籍児童数、クラス数等の資料提供を受け、あらかじめクラスごとに分けてください。
- ・社会教育関係団体は、子ども会、女性会、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団等を想定しています。
- ・各クラス1～2枚程度の予備をご準備ください。
- ・教員向けシンポジウムや研修の案内、周知事項について教育委員会事務局から各学校への紙媒体での送付はできません。内容によりますが、PDFデータでの校務支援システムの掲示板への掲載が可能です。
- ・その他、学校の規定や指示がある場合は、それらに従ってください。